

定 款

SB テクノロジー株式会社

昭和 38年 10月 3日 会社設立	平成 16年 6月 18日 改	正
平成 9年 6月 13日 改 正	平成 17年 6月 17日 改	正
平成 9年 8月 1日 改 正	平成 18年 6月 16日 改	正
平成 9年 12月 26日 改 正	平成 19年 6月 16日 改	正
平成 10年 6月 1日 改 正	平成 21年 6月 20日 改	正
平成 10年 12月 24日 改 正	平成 22年 1月 6日 改	正
平成 11年 4月 14日 改 正	平成 25年 6月 19日 改	正
平成 11年 12月 22日 改 正	平成 27年 6月 17日 改	正
平成 12年 12月 21日 改 正	平成 28年 6月 20日 改	正
平成 13年 6月 20日 改 正	平成 29年 6月 1日 改	正
平成 13年 12月 25日 改 正	令和 1年 10月 1日 改	正
平成 14年 6月 20日 改 正	令和 4年 6月 20日 改	正
平成 15年 6月 20日 改 正		

SB テクノロジー株式会社 定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、SB テクノロジー株式会社と称し、英文では、SB Technology Corp.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータ、情報通信機器、それらの周辺機器、およびソフトウェアに関する次の業務
 - イ. 研究、開発、設計、製造、販売および輸出入
 - ロ. システムの構築、運用および保守管理その他各種サービス（収納代行、データ管理を含む）の提供およびコンサルティング
 - ハ. 教育、研修および資格認定
2. インターネット等のネットワークを利用した各種情報提供サービスおよび情報処理サービスならびにそれらに関するシステムの企画、構築、開発、設計、製造および運用保守サービスの提供
3. 雑誌、書籍、その他印刷物の企画、製作、および販売
4. コールセンターの運営およびそのコンサルティング
5. 通信ネットワークを利用した次の物品の販売（情報配信を含む）業務
 - イ. コンピュータ、情報通信機器、それらの周辺機器
 - ロ. コンピュータプログラム等のソフトウェアおよびCD、DVD その他デジタルコンテンツならびに関連するサービス
 - ハ. 家電製品、玩具、文具、衣料品、食品、化粧品、貴金属、電子機器、その他日用雑貨品
6. 文字フォントの製作、販売および関連サービスの提供
7. 情報セキュリティシステムの企画、構築、開発、設計、製造、運用保守サービスおよび関連サービスの提供
8. 電子認証システム構築のコンサルティング、電子証明書の発行サービスおよびその他電子認証に関する業務
9. インターネット等のネットワークを利用した各種機器およびセンサーによる相互通信を可能にし、自動制御、遠隔通信、自動測量、自動認識を可能とするネットワークの構築ならびにそれらに関する各種データの収集、分析、解析、処理および情報提供サービス

10. 各種データの収集、分析、解析、関連システムの開発および関連サービスの提供
11. 医療・ヘルスケアに関する調査、企画、研究、関連システムの開発および関連サービスの提供
12. 情報セキュリティ、品質、環境、労働安全衛生、その他のマネジメントシステムに関する企画、調査、教育、研究およびコンサルティング
13. 広告代理店業務
14. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
15. 電気通信工事業
16. マーケティングおよび販売促進に関する企画、調査、分析およびコンサルティング
17. 労働者派遣事業および職業紹介事業
18. 不動産の売買、賃貸借、管理および鑑定ならびにそれらの仲介、斡旋、代理およびコンサルティング
19. 有価証券の取得、保有、および運用
20. 会計帳簿の代行、原価計算、決算書等の会計経理の処理の請負
21. 生命保険の募集に関する業務および損害保険代理業
22. 前各号に付帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、85,121,600株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができるものとする。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株主および新株予約権者の権利行使、株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、

必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ③ 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の三分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の三分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は、9名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第21条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- ② 取締役会は、その決議によって会長、社長各1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合をのぞき、社長がこれを招集し、議長となる。

- ② 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程

による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第30条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

第31条 監査役は、株主総会において選任する。

- ② 選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第33条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

- 第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

- 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 計 算

(事業年度)

- 第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当)

- 第39条 当会社は、毎年3月31日を基準日として剰余金の配当をすることができる。
- ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

- 第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 剰余金の配当は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。